第百四十八条第十五号中「並びに」を「及び」に改め、同条中第十七号を第二十号とし、第十六号を第十九号とし、第十五号の次に次の三号を加える。

十六　信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の施行に関する事務のうち検査に関する事務であって、経済産業省の所掌に係るものに関すること。

十七　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の施行に関する事務のうち検査に関する事務であって、経済産業省の所掌に係るものに関すること。

十八　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の施行に関する事務のうち検査に関する事務であって、経済産業省の所掌に係るものに関すること。

第百四十九条第九号中「こと（」の下に「長官官房及び」を加える。

第百五十五条第一号中「経営支援部及び」を「長官官房及び経営支援部並びに」に改める。

附則第六条（見出しを含む。）中「産業再生課」を「産業創造課」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十八号

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年八月一日とする。

総務大臣　野田　聖子
内閣総理大臣　安倍　晋三

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百十九号

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十七号）の一部の施行に伴い、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四十条第二項及び第百三条第一項並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（電波法関係手数料令の一部改正）

第一条　電波法関係手数料令（昭和三十三年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書及び第三項第一号ただし書中「第十九条」を「第二十条」に改める。

第二十一条第一項中「、第十七条及び第十八条」を「及び第十七条から第十九条まで」に、「同条」を「第三条」に、「はつて」を「貼つて」に改め、同条第二項中「第十九条」を「第二十条」に、「はつて」を「貼つて」に改め、同条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とする。

第十九条第一項ただし書及び第二項ただし書中「ときには」を「ときは」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条の次に次の一条を加える。

（無線設備等保守規程の認定申請手数料）

第十九条　法第七十条の五の二第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、六二、九〇〇円とする。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部改正）

第二条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五号の表㈢の表備考1中「第六条第一項第四号の船舶地球局」を「第六条第一項第四号ロの船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）」に改める。

（電波法施行令の一部改正）

第三条　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表第三級総合無線通信士の項第二号イ、第四級海上無線通信士の項第一号、第一級海上特殊無線技士の項第二号及び第二級海上特殊無線技士の項第一号中「船舶地球局」の下に「（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）」を加え、同条第四項中「電鍵開閉操作」を「電鍵（けん）開閉操作」に改める。

附　則

この政令は、電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年八月一日）から施行する。

総務大臣　野田　聖子
財務大臣臨時代理
国務大臣　野田　聖子
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三